

令和6年第7回農業委員会総会会議録

令和6年第7回船橋市農業委員会総会を7月8日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員（13人）

石山 幸男 齋藤 教子 金子 しのぶ 豊田 豊 長嶋 雄一 小川 晃 平野 恵昭
神山 茂樹 高橋 光一 藤家 雅子 宍倉 由紀雄 藤城 孝義 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（1人）

齊藤 義夫

欠席委員（1人）

藤平 尚志

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第7回農業委員会総会を開催します。 なお、藤平委員から欠席の連絡が入っております。
	傍聴人はおりますか。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	それでは、指名いたします。 1番、石山幸男委員と、6番、小川晃委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。

局長
議長
金子審査班長

局長。

農地法第4条許可申請について、議案第1号の1から2を上程いたします。

本議案につきまして、金子審査班長の報告を求めます。

それでは、今日3日、神山茂樹委員、齊藤義夫推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から3ページをご覧ください。

議案第1号の1につきましては、市内でイベント業を営む法人から要望を受けて、駐車場として整備し貸し出すものです。

申請地は畑で、隣接地が田、宅地、公衆用道路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲には既存の土留めをそのまま活用し、また、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思います。

なお、申請地に隣接する農地所有者への事業計画を説明済みです。

資力については証明書等で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的用地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書2ページ、地図4から6ページをご覧ください。

議案第1号の2につきましては、近隣農地で障害者就労支援事業を営む法人から要望を受けて、申請地の一部を駐車場として整備し貸し出すものです。

申請地は畑で、隣接地は申請者所有の畑となっており、整備にあたり周囲には土留め鋼板を施工し、また、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思います。

なお、申請地に隣接する農地所有者への事業計画を説明済みです。

資力については証明書等で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

議長

以上、2議案につきましては、許可相当と思われます。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

それでは、ご異議がないようなので、採決をいたします。

本件につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法5条許可申請について、議案第2号の1から上程いたします。

議長

本議案につきまして、金子審査班長の報告を求めます。

金子審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書3ページ、地図7から9ページをご覧ください。

議案第2号の1につきましては、市内で土木工事業を営む譲受人が、事業拡大にともない既存の社員及び来客者用駐車場が手狭となったため、既存駐車場に隣接する申請地を取得し、駐車場として整備するものです。

申請地は田で、隣接地は田、水路及び雑種地となっており、整備にあたり周囲には土留め鋼板を施工し、また、雨水については砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われます。

なお、申請地に隣接する農地所有者への事業計画を説明済です。

資力については証明書等で確認済であり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

続きまして、議案書3ページ、地図10から12ページをご覧ください。

議案第2号の2につきましては、市内で内装工事を営む譲受人が、事業拡大にともない既存の駐車場及び資材置場が手狭となっ

たため、本社に近接する申請地を取得し、駐車場及び資材置場として整備するものです。

申請地は畑で、隣接地は畑、山林及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲は土留めを施工し、また、雨水についてはアスファルト及び碎石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思います。

なお、申請地に隣接する農地所有者への事業計画を説明済です。

資力については証明書等で確認済であり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上2議案につきましては許可相当と思われます。

議長

ただいまの審査班長の報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。

それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

農地法第5条許可申請について、議案第2号の3から6を上程いたします。

議長

本議案につきまして、金子審査班長の報告を求めます。

金子審査班長

それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

地図13から15ページをご覧ください。

議案第2号の3につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が申請地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築付条件付売買予定地4棟として転用するものです。

申請地は田で、隣接地は田、宅地及び公衆用道路となっており、整備にあたり周囲には擁壁及びブロックを施工し、また、雨水は宅内貯留施設、汚水、雑排水は浄化槽をそれぞれ設置して排水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。

また、申請地周辺には農地が存在するため、農地転用事業者から農作業にともなう生活環境への影響に対して、住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されております。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であることから、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、申請地に隣接する農地所有者へ事業計画を説明済みであり、都市計画法の手続きについては現在申請中であります。

資力については、全ての棟を建築する場合に必要な金額を証明書等で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、申請地に沿う道路に水道管及びガス管が埋設されており、また、おおむね500メートル以内に教育施設である船橋市立八栄小学校と、船橋ひまわり幼稚園があることから、第3種農地と判断します。

続きまして、議案書3から4ページ、地図16から18ページをご覧ください。

議案第2号の4から6につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

議案第2号の4から6につきましては、譲受人となる事業者が当該地を一時的に無償で借受け、現在、休耕田となっている当該地に農地を効率的に活用することを目的として、土砂等を搬入し畑とする農地造成を行うものです。

なお、造成工事が完了したら速やかに農地として使用できるよう、作付け計画書、農地復元誓約書、作付け誓約書が提出されております。

申請地は田で、隣接地は転用済の田及び水路となっております。

なお、土砂等が流出しないよう隣接地との境には木柵を施工することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

埋立高は約1メートルから2メートル程度であり、農地造成後は譲渡人である所有者が作付けをすることを確認しております。

資力については残高証明書で確認済みであり、信用については現在違反行為がないことを確認しております。

農地の区分については、申請地が集团的農地としておおむね10ヘクタール未満であり、また、市街化の可能性がある区域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上4議案につきましては許可相当と思われます。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等、ございませんでしょうか。

宍倉委員 宍倉委員。

議長 今まで一時転用で農地造成はあまり聞いたことがないのですが、これは具体的にどういうことなのでしょうか。

事務局 事務局、お願いします。

事務局 事務局です。

農地造成ということですが、所有者が変わらずに、現在、田であるところを使用貸借により譲受人となる事業者により一時転用し、田に土を入れている間は、作業をしている事業者のものになり、作業が完了次第、譲渡人、所有者に戻します。その一時造成をしている間に転用をかけるというのが一時転用になります。

宍倉委員 そうですか。あくまでもその間だけで、持ち主が変わるわけではないということですね。

事務局 はい、所有者は変わりません。

宍倉委員 ありがとうございます。分かりました。

議長 ほかに。石山委員。

石山委員 こちら、期間が10か月ということですが、譲受人は、埋立ての土砂かは分かりませんが、これを処理できるというメリットがあつて埋立てて、埋立てた後は、地目、田を畑に変えて、畑作を営業するという、それを無償でやるということなのでしょうか。

議長 事務局。

事務局	事務局でございます。
	今のご質問ですけれども、開発、代理店をやっている者から話を聞いているのですが、この地域に関しましては、水利組合も解散しているということで、所有者は休耕田のまま、今いらっしゃると。これを有効活用、何とかできないかということをいろいろ模索している中で、山林などを開発しているところがありまして、そこから土砂が出ると。その中で当事者間で合意をされて、このような経緯に至ったという話で聞いております。
金子審査班長	付け加えさせていただいて。
議長	補足で、審査班。
金子審査班長	緑台の団地からの土を、1日8トン进行25回運んで入れるそうです。
石山委員	もう一つは、今は休んでいるとはいえ、地目は田になっていると思うのですが、譲受人が埋め立てて現況も畑になったときには、地目も畑に変えるということになるのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	事務局です。おっしゃるとおり、畑に変わる予定であります。
石山委員	ありがとうございます。
議長	ほかに質問等、ございませんでしょうか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	それでは、採決いたします。
	本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	全員一致であります。よって許可とすることに決しました。
	局長。
局長	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案第3号を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局	議案第 3 号は、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願でございます。議案書は 5 ページです。 1 につきましては、印内に在住していた農業従事者が令和 5 年 5 月に死亡したことにより、当該土地の相続人から、耕作地 17 筆、計 9,477 平方メートルのうち、生産緑地の指定を受けている西船 2 丁目の畑 2 筆、印内 3 丁目の畑 2 筆及び飯山満町 3 丁目の畑 3 筆、計 4,057 平方メートルについて市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。 2 につきましては、東中山に在住の農業従事者が、生産緑地法第 10 条の規定による農業に従事することを不可能にさせる故障が生じたことにより、生産緑地の指定を受けている東中山 2 丁目の畑 3 筆、計 1,735 平方メートルについて市長に買取り申出を行うため、証明願が提出されました。 以上 2 議案につきましては、事務局による事情聴取、従事日数等の確認を行った結果、買取り申出事由の生じたものが生産緑地法第 10 条の規定に基づく農業の主たる従事者であると思われます。 以上です。
議長	ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がございました。 それでは、採決いたします。 本議案につきまして、農業の主たる従事者として認定することに賛成の方の挙手を求めます。 全員一致であります。よって、認定することに決しました。 局長。
局長	令和 6 年度第 4 次農用地利用集積計画について、議案第 4 号を上程いたします。
議長	本議案につきまして、事務局から説明を願います。
事務局	議案第 4 号につきましては、令和 6 年度第 4 次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は 6 ページです。 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条及び旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項において、市は農業委員会の決定を経て、農

用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から、農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

本件は、豊富町の畑1筆948平方メートルに、使用貸借による権利6年、以上を新規に設定するものです。

事務局において借手の経営状況等を確認調査した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われます。

以上です。

議長 ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和6年度第4次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長 事務局でございます。

事務局より報告事項が11件ございます。

まず初めに、報告事項（1）、議案書は7ページになります。農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について1件の届出を受理いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

続きまして、報告事項（2）、議案書は8ページから9ページになります。農地法第4条届出に係る受理通知書の交付について、5月中に12件の届出を受理いたしました。

報告事項（3）、議案書は10ページから15ページになります。農地法第5条届出に係る受理通知書の交付について、5月中に27件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（1）から（3）の届出につきましては、農業委員会事務局規程第7条第1項第1号の規定により、局長専決とし

て受理書を交付いたしました。

続きまして、報告事項（４）、議案書は１６ページから１８ページになります。転用許可に伴う工事完了報告について、９件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

報告事項（５）、議案書は１９ページから２０ページになります。農地転用許可後の工事進捗状況報告について、３件の報告書の提出がありました。事務局で現地を調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛に報告書を送付いたします。

報告事項（６）、議案書は２１ページになります。農地の転用事実に関する照会について、１件を局長専決として回答いたしました。

報告事項の（７）、議案書は２２ページになります。軽微な農地改良の届出書の受理について、１件の届出書を受理いたしました。

報告事項（８）、議案書は２３ページになります。生産緑地地区における行為の制限の解除について、１件の行為の制限の解除がなされ、市長より通知がありましたので報告いたします。

報告事項（９）、議案書は最終ページの２４ページになります。先月の事務連絡でお知らせいたしました、６月６日実施予定でありました農地パトロールにつきましては、今回見送りとなりました。次回は秋に実施することをご報告いたします。

報告事項（１０）、同じく議案書は２４ページです。令和５年度農地流動化「新ワン・スリー運動」の実績についてのご報告です。農用地利用集積計画による利用権設定面積につきましては２１．８ヘクタールで、委員１人当たり０．８ヘクタールとなりました。

令和４年度からは、担い手へのさらなる農地集積推進を図るため、農業経営基盤強化促進法による新規権利設定だけでなく、再設定、所有権移転や農地中間管理事業による農地利用の最適化を含む目標面積、３ヘクタールに見直されました。

今年度は県が目標とする３ヘクタールには達しませんでした。引き続き農地利用集積の推進に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

最後に、報告事項（１１）になります。職員の人事交流等についてのご報告です。皆さんご承知のとおり、現在、事務局次長の〇〇が休職しております。また、農地係の〇〇が、現在、育児休業を取得しております。その関係で、会計年度任用職員２名が配属されております。

	本日は名前だけの紹介となりますが、農地係に〇〇、総務係に〇〇が配属されております。よろしくお願いいたします。 このたびの人事交流等につきましては、会長専決として処理いたしましたのでご報告をいたします。 報告は以上でございます。
議長	以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。(午後 3 時 2 5 分) 続いて、事務連絡がございます。
事務局	_____ 事務連絡 _____
議長	次に、農委だより編集委員会委員長より連絡事項がございます。
農委だより委員長	_____ 連絡事項 _____
議長	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 引き続き、クラブ幹事長より連絡事項がございます。
クラブ幹事長	_____ 連絡事項 _____
	議長は、午後 3 時 3 2 分第 4 回農業委員会総会の閉会を宣言した。